

平成29年度菖蒲南中学校 いじめ防止基本方針

～すべての生徒、保護者にとっての安心、安全な学校であるために～
学校教育目標

- 自ら学ぶ生徒
(自ら学び、自ら考える力の育成)
- たくましく心豊かな生徒
(心身の健康と思いやりの心の育成)



久喜市立菖蒲南中学校

1 いじめ防止への基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利及び基本的人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校においては「いじめはどの学校・どの生徒にも起こり得る」ことを前提とした上で、「いじめは絶対に行ってはならない」こと、「いじめは絶対に許されない」ことを全教育活動をとおして指導するとともに、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの迅速な対応」について全教職員が共通理解を図り、学校として組織的に対応していく。

特に「いじめの未然防止と早期発見」を重点として、全教育活動をとおして取り組みながら、いじめが発生した場合は、生徒の人権を最大限に重視し、学校・家庭・地域はもとより、教育委員会はじめ関係機関との連携を図り、いじめの解決に向けて迅速かつ全力で取り組む。

2 いじめ防止のための取り組み

いじめの未然防止を重点に、取り組むとともに、全教育活動をとおして豊かな人間性と規範意識の醸成を図り、いじめを憎み、許さない生徒の育成を図る。また入学時・年度当初保護者に「いじめ防止基本方針」について口頭で説明する。

(1) 教育活動をとおした取り組み

- ① いじめを許さない指導の徹底
- ② 道徳及び人権教育の充実
- ③ 生徒会活動及び集団活動の推進
- ④ 生徒指導・学級学年経営の充実
- ⑤ 情報教育の推進
- ⑥ いじめ未然防止啓発の推進

(2) 教職員の指導力向上

- ① 分かる授業の実践
- ② 生徒理解の徹底
- ③ 教育相談等に関する研修推進
- ④ けんかやふざけ合いに注意する

(3) 家庭・地域及び関係機関との連携

- ① いじめ未然防止に関する啓発と情報提供
- ② 学校教育相談の充実
- ③ 主任児童委員等との連携強化

3 早期発見に向けた取り組み

いじめを未然防止するため、常に生徒個々の状況把握に努めるとともに、定期的な対策会議及び実態調査を実施し、いじめの早期発見に努める。

(1) 「いじめ防止対策会議」の開催

① 構成員

- ・校長・教頭または主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・学年主任
- ・教育相談主任・養護教諭・教育相談員及び校長が必要と認める者

② 会議内容

- ・いじめの未然防止に関すること。
- ・いじめの早期発見に関すること。
- ・いじめ事案への対応に関すること。

③ 開催期日

- ・定例会議（5月・7月・10月・12月・2月）
- ・臨時会議（いじめ事案発生時等、必要に応じ開催）

(2) いじめに関する実態調査

① 調査対象

- ・全校生徒（学期1回及び必要に応じて実施）
- ・保護者（年2回及び必要に応じて実施）

② 調査内容

- ・いじめ及び学校生活等に関すること。

(3) 日常における情報収集

- ①全教職員による生徒観察
- ②個人面談による実体把握
- ③教育相談体制の充実（教育相談室・保健室等との連携）
連絡帳の活用

4 いじめに対する措置

いじめを発見した場合は、迅速に事実確認を行うとともに、その解決に向けて組織的に対応及び指導を実施する。いじめ発覚から3日以内に状況を把握し保護者に報告する。また、いじめの解消について、継続指導後の対応を定め実施する。

(1) 迅速な事実確認

- ①いじめ事案の報告義務
 - ・発見者（情報受信者）は、直ちに校長・教頭へ報告する。
- ②報告に基づく対応
 - ・緊急対応会議の招集

(2) 緊急対応会議

- ①構成員
 - ・校長・教頭・主幹教諭または教務主任・生徒指導主任
 - ・発見者（情報受信者）及び校長が必要と認める者
- ②会議内容
 - ・情報収集と事実確認
 - ・事実確認に基づく具体的な対応の決定

(3) 組織的対応の実施

- ①被害生徒への対応及び指導
- ②加害生徒への対応及び指導
- ③関係保護者への対応
- ④関係機関との連携（必要に応じて）

4 重大事案への対応

生徒の身体・生命に係る重大な事案が発生した場合は、速やかに当該生徒に係るいじめ調査を実施する。

(1) 「いじめ調査委員会」の設置

- ①構成員
 - ・校長・教頭・主幹教諭または教務主任・生徒指導主任・学年主任
 - ・教育相談主任・養護教諭・教育相談員及び校長が必要と認める者

(2) 調査

- ①事実調査（重大事案といじめとの関連調査）

(3) 調査報告

- ①調査内容の報告（関係生徒保護者及び市教育委員会）

(4) 調査結果に基づく措置

- ①調査結果に基づき、関係機関と連携し適切な措置を講じる。

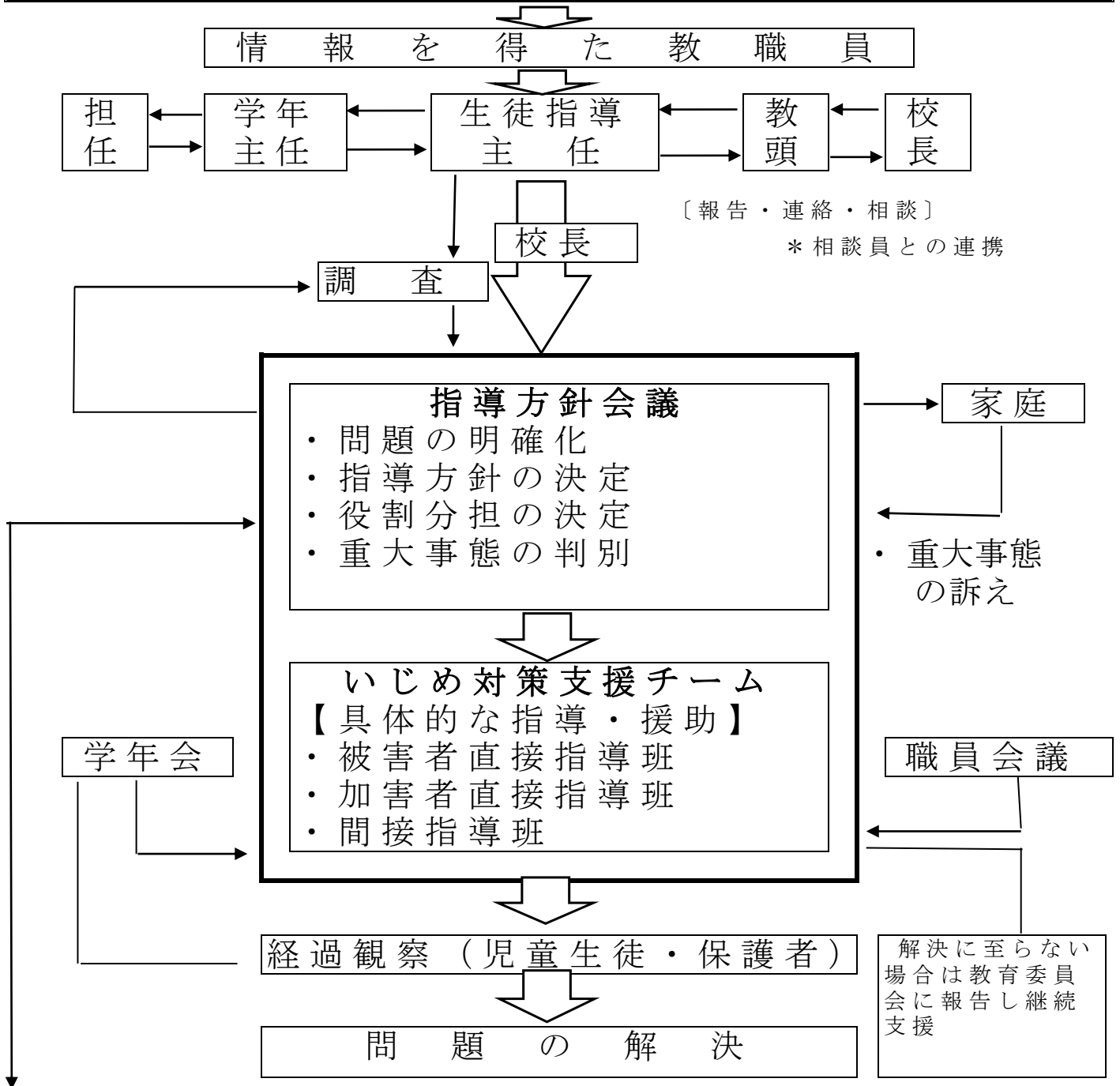
/(5) 主な関係機関

- ①久喜市教育委員会
- ②久喜警察署
- ③埼玉県中央児童相談所

いじめ問題への組織的対応図

久喜市立菖蒲南中学校

学校・家庭・地域社会からの児童生徒の気になる情報



関係機関との連携		
・スクールカウンセラー	・市教育相談室	・児童相談所
・電話教育相談	・子どもスマイルネット	・福祉事務所
・少年補導センター	・家庭裁判所	・児童・民生委員
・警察署	・人権擁護委員会	

